

令和2年度第2回徳島県農林水産関係事業適正化委員会

○ 会議概要

1 日時 令和3年3月18日(木) 午後2時から午後3時まで

2 場所 徳島県庁6階 601会議室

3 出席者

【委員】(50音順 敬称略)

内山 眞弓 特定非営利活動法人 徳島県消費者協会 常務理事
武田 浩文 一般社団法人 徳島新聞社 編集局 政経班統括部長
田中 里佳 税理士法人 田中会計事務所 公認会計士
長宗 秀明 徳島大学 生物資源産業学部 学部長
橋本 直史 徳島大学 生物資源産業学部 講師
森本 尚子 株式会社キョーエイ 安全安心部 副部長

【県】

金井 仁志 農林水産部副部長
板東 達生 農林水産基盤整備局次長
宮本 孝則 農林水産政策課長
徳永 忠士 もうかるブランド推進課副課長
渡辺 裕恭 畜産振興課副課長

4 議事

- (1)強い農業・担い手づくり総合支援交付金
- (2)中山間地農業ルネッサンス事業
- (3)産地生産基盤パワーアップ事業
- (4)環境保全型農業直接支払交付金
- (5)消費・安全対策交付金

5 議事概要

- (1)強い農業・担い手づくり総合支援交付金

[委員]

日本酪農協同株式会社の新工場は、製造工程を見学できる施設にして、児童生徒の食育に役立てると聞いているが、具体的な事業メニューは決まっているのか。

[県]

見学施設については、本事業の補助対象外となるが、事業実施主体である日本酪農協同株式会社が見学施設を整備し、その活用を検討すると伺っている。

[委員]

家庭用の牛乳・乳飲料の需要の増加について記載があるが、令和2年度は、通年で安定した需要はあったのか。

また、令和3年度以降、新型コロナによる「巣ごもり需要」は落ち着くと思うが、引き続き、新工場の供給量に相応する強い需要は見込めるのか。

[県]

本県は、徳島市が全国第2位の乳飲料消費地となるなど、四国全体から見ても乳飲料の消費が盛んな地域である。事業実施主体は、地域の牛乳・乳飲料の消費実態と予測に基づいた販売計画を作成し、需要に応じた製品を供給している。

また、生乳生産者、乳業者及び牛乳販売業者で構成する業界団体「Jミルク」が今年2月に発表した販売予想によれば、「緊急事態宣言の発令により、業務用需要への影響は続く反面、巣ごもり需要の継続が見込まれるため、家庭内消費は今後も上振れで推移する」となっている。

[委員]

「効率的な乳業施設を整備する」と記載されているが、どういった点が効率的なのか具体的に説明してもらいたい。

[県]

牛乳・乳飲料の充填能力が、現工場の日量約40トンに対し、新工場は日量約53トンに向上する一方、製造工程における搬出作業を手作業から機械化することで効率化が図られる。

なお、効率化により製造工程の人員は減少するものの、牛乳・乳飲料の販路拡大強化に向けて営業人員を増加させるため、工場全体の雇用としては増加すると伺っている。

[委員]

原料の脱脂粉乳が輸入品から国産品に置き換えることと、当該施設整備との関連性、必然性について伺いたい。

[県]

現工場で製造する乳飲料の原料には、輸入脱脂粉乳を使用してきたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、脱脂粉乳のコンテナ輸入が不安定な状況となった。このため、輸入脱脂粉乳を全て国産品に切り替えて安定生産することができる新工場整備に取り組んでいる。

[委員]

令和5年度の成果目標について、牛乳・乳飲料の「製品量」が現況の1.53倍に増加するのにに対し、原料となる「生乳処理量」は1.22倍の増加に留まる要因は何か。原料の生乳から製造される乳飲料が数倍に増加するためか。

[県]

乳飲料需要が高い四国地域の特性を踏まえ、牛乳よりも乳飲料の製品量が増加する目標設定となっている。牛乳の原料は生乳100%に対し、乳飲料の原料は脱脂粉乳が主であるため、生乳

処理量の増加割合に対し、牛乳・乳飲料全体の製品量の増加割合が大きい結果となっている。

[委員]

本事業のポイントは、新型コロナ対策として、輸入脱脂粉乳を国産品に切り替えることと理解してよいか。

[県]

新型コロナ対策として措置された本事業の趣旨に則り、新型コロナの影響により原料調達に支障を来す輸入脱脂粉乳から国産品に切り替えるための施設整備である。また、本事業効果として、県内唯一の乳業工場が県内に存続できるという側面もある。

[委員]

国産の脱脂粉乳は、この新工場で製造するのか。

[県]

新工場では、牛乳と乳飲料のみを製造する。脱脂粉乳は、加工用乳の仕向け割合が大きい北海道に立地する関連工場で製造したものを調達することとなっている。

[委員]

酪農家は減少傾向にあるが、彼らはこの度の新工場整備について、どう評価しているのか。

[県]

県内80戸あまりの酪農家が、年間約3万トンの生乳を生産しているが、うち約1万トンがこの工場に出荷されており、残り約2万トンは県外の乳業工場に出荷されている。仮に新工場が整備されなければ、この1万トンも、県外に出荷しなければならず、その経費は全て酪農家の負担となる。このため、本事業を活用し、県内乳業工場が整備、存続することとなったので、県内酪農家からは非常に喜ばれている。

(2) 中山間地農業ルネッサンス事業

[委員]

3 地域それぞれで、これまでの実績や経緯を踏まえての具体的な取組計画が記載されているが、末尾リストにある予定の支援事業が、どの項目・取り組みにそれぞれ対応するのか、関連性を可能な限り、明瞭にしてもらいたい。

[県]

(追加説明資料1を示して説明)

[委員]

東部、南部、西部の特筆すべき取組例を説明してもらいたい。

[県]

県東部では、佐那河内村の「さくらもいちご」や、上勝町の「いろどり」に代表される特徴的な作物の栽培支援を実施している。

また、中山間地域の特性に応じて、「山ふき」や「葉わさび」などの生産安定支援やブランド振興、「かんきつアカデミー」による担い手確保やかんきつ類の改植、農産加工グループと連携した地域

特産品づくりや起業活動支援、「とくしま農林漁家民宿」の開業支援などを推進している。

県西部では、平成30年3月「にし阿波の傾斜地農耕システム」が「世界農業遺産」に認定されたことを契機に、「世界農業遺産フォーラム」の開催、「世界農業遺産ブランド」認証、農泊の推進等に取り組んでいるほか、令和2年11月には、県、市町、JAなどの関係団体が一体となり、「にし阿波就農・移住応援隊」を発足させ、新規就農者の掘り起こし、育成、定着などに取り組んでいる。

県南では、移住者を呼び込み、海部郡特産の「促成キュウリ」の担い手として育成、定着させることで地域活性化に繋げる「きゅうりタウン構想」を推進している。新規就農者の育成拠点として開講した「海部きゅうり塾」では、きゅうり栽培の実践研修を行いつつ、その余暇で趣味を楽しむ「半農半X」という新しいライフスタイルを提案してきた。その結果、現在までに27名の研修生を受入れ、17名が就農、このうち11名は移住者である。

今後とも、それぞれの地域の特長、特色を活かし、中山間地域の活性化の取組を推進していく。
[委員]

各計画は総合的に取りまとめられており、一定の評価が出来るものの、先日視察した那賀町木頭や西部・南部地域など、中山間地域のおかれている現実・実態に照らし合わせると、これらの施策だけでは不十分、つまり、中山間地域衰退の歯止めにはなり得ない考える。

このため、中山間地域の振興に当たっては、例えば道路、住環境、教育環境といった総合的な施策が不可欠であり、農業以外の分野も重視・連携しつつ、農業振興や6次産業化の施策を打ち出していくことが肝要と考える。各計画に記載の支援事業が採択された際には、このような点も意識して取り組んでもらいたい。

[県]

県ではこれまで、農業以外の分野においても、中山間地域の魅力と価値を発信し、さらに向上させていくため、地域住民手づくりの「魅力創生ビジョン」の作成から早期実現までを一体的に支援するなど、中山間地域の方々が主役となる「地方創生」にいち早く取り組んできた。

また、小学校との共同による「田んぼの生き物調査」などを通し、子供たちが地域農業や自然環境を学ぶ「田んぼの学校」や、国や市町村と連携した「農道、集落道の整備」、都市部の企業・大学と中山間地域を結びつけ、協働で農作業や地域行事などに取り組む「とくしま農山漁村応援し隊事業」など、様々な機関と連携し、中山間地域の振興に取り組んでいる。

最後に、中山間地域における6次産業化の取組については、東部地域の「梅」や「すだち」の加工品、西部地域の「雑穀ブレンド」、「みまから」、「干しいも」、南部地域の「木頭ゆず」、「阿波尾鶏」の加工品など、中山間地域の特産物を活用した6次産業化商品の開発や販路開拓について、本事業を活用して支援していくこととしている。

今後とも、他の事業や、農業以外の分野とも多様に連携しつつ、農業振興や6次産業化の取組を総合的に推進していく。

[委員]

先ほど、新規就農者に関する発言があったが、県として、新規就農者をどのくらいの期間、サポートするのか伺いたい。私の知る新規就農者の事例では、おおよそ3年くらいで国からの補助が打

ち切れ、非常に苦しい状況になっている者もいる。

[県]

国の支援を活用し、農業では最長5年間の経済的な支援を受けることができるが、個々の状況によっては支援期間が5年より短くなる場合もある。また、県の農業支援センターや地域のベテラン農家などが協力して、新規就農者への技術的なサポートを行う体制もとっている。さらには、施設、機械等を導入する地域農業者のグループを補助する県の事業も別途あるので、積極的な活用に向けて周知、普及していきたい。

[委員]

5年の支援期間が経過した新規就農者が、その後、離農していないかなど、実態調査をすれば有用な情報も得られると思うので、検討していただきたい。

(3)産地生産基盤パワーアップ事業

[委員]

「農業機械安全使用者養成講座」の実施成果として、定員だけでなく、実際の受講者数や合格者数の情報等も資料に記載してもらいたい。

[県]

受講者数、合格者数等を追記し、差替えた資料を公表する。

[委員]

今年度実施した事業を振り返って、課題や改善点があれば説明してもらいたい。

[県]

受講生からは「本格的なトラクターの講習を受けたのは初めて」という振り返りの意見をもらっている。生産現場では、農業従事者の高齢化に伴い、農作業中の死亡事故は本県でも毎年発生しており、特にトラクターによる事故が多い傾向にある。今後とも農業者の命を守る農作業安全の普及啓発と併せて、今回のような実践的な研修機会を確保していきたい。

[委員]

農業者からは好評だと思うが、次年度以降も、安全講習の事業は継続していくのか。

[県]

次年度も、農業機械安全使用者養成講座の事業を継続して実施する。引き続き、早期の免許取得を促していきたい。

(4)環境保全型農業直接支払交付金

[委員]

国際水準GAPは、JGAP や GLOBALG.A.P.に限られるのか。

[県]

本制度活用にあたり、国際水準 GAP の「実施」が要件となっており、各種 GAP の「認証取得」は要件ではない。生産者は、国際水準 GAP の取組に必要な「食品安全」「環境保全」「労働安全」

「人権保護」「農場経営管理」の分野毎に、自らの GAP の取組を所定用紙へ記載し、実施することが求められている。

[委員]

「農業者の組織する団体の取組」において、JA以外の団体はあるのか。

[県]

本事業を活用する生産者グループについては、そののほとんどがJA系統外に出荷しているグループであり、所謂JAの「生産者部会」がそのまま事業の申請グループとなることは稀である。

[委員]

全世界でSDGsの達成を目指す中、環境保全型農業の推進は益々望まれている。

取組5項目のうち「堆肥の施用」は平成 30 年度以降、取組が低調だが、交付要件の変更による影響なのか、堆肥施用の効果自体が課題なのか、その要因について伺いたい。必要に応じて、見直しを図り、根本的な改善策を検討すべきタイミングと考える。

[県]

「堆肥の施用」の取組が低調となる要因としては、一定量以上の堆肥を施用する生産者は、併せて有機農業に取り組む場合が多く、「堆肥の施用」単一での取組自体が少ないことが挙げられる。また、「堆肥の施用」単一の取組では、交付単価が 4,400 円と比較的低額の設定であり、交付単価に対する事務手続の負担感が大きいことも要因の一つであると考えられる。

[委員]

世界の潮流として、GAP は野菜・果実における取組が大半であるが、県の主要作目である野菜・果実の取組みが低い要因について情報があれば伺いたい。

[県]

野菜や果樹の取組が少ない要因としては、水稻などに比べ、化学肥料や化学合成農薬を慣行基準の5割以上低減するための技術的な課題が多く、それをクリアするには、施設栽培等の小面積栽培にならざるを得ないという背景がある。

なお、美馬市木屋平における「有機ゆず」など、面的なまとまりのある産地やグループもあることから、制度未活用の生産者に広く周知活動を行うとともに、病害虫診断や土壌分析など、技術的な支援にも引き続き取り組んでいきたい。

[委員]

環境保全型農業の支援制度について、今後拡充されていくのか、それとも衰退・消滅していくのか、現時点でわかる範囲で結構なので、将来展望を伺いたい。

[県]

農林水産省は「有機農業の推進に関する基本的な方針」で、有機農業の取組面積を平成 29 年度の 23,500 ヘクタールから、令和 12 年度には 63,000 ヘクタールに拡大する施策目標を立てている。

また、農業生産が担う地球温暖化対策として、堆肥の施用など土壌への炭素貯留が重要であることから、早期に本制度が縮小される可能性は少ないものと考えている。

[委員]

本制度の実施市町村は、県内のほぼ半数に留まっているが、未実施の自治体が制度を活用しない理由として、どのようなものが考えられるのか。環境にやさしい農業が全市町村に広がるのが理想だと思うが、県の見解を伺いたい。

[県]

今年度の制度活用市町村は 13 市町となり、昨年度に比べ2町の増加となったところである。

近年、本制度を活用する市町村は、県内の約半数程度で推移しており、活用する市町村はほぼ固定化している。この要因としては、活用しない市町村においても、有機農業等の取組は見られるものの、本制度を活用する上で必要な「生産者のグループ化」が進んでいないことが多い。

また、生産者の意識としても、交付金を受けるよりも、書類作成などの事務手続を負担と感じ、申請を行わない場合もある。

[委員]

生産者への当該交付金の周知や、生産に係るサポート体制について伺いたい。

[県]

制度活用の推進に向けて、県はこれまで、市町村職員や生産者への説明会、申請書類の記載方法などの個別相談、グループ組織化推進等のサポートを行ってきた。

また、技術的な支援としては、適切な土づくりのための土壌分析を実施している。

今後とも、本制度が生産者にとって活用し易いものとなるよう、引き続き細やかに対応していく。

[委員]

本事業で実施した取組項目について、徳島県の「『未来への挑戦』とくしま行動計画」や「徳島県エシカル農業推進計画」との関連性、対応性を年次比較表などにより説明してもらいたい。

[県]

(追加説明資料2を示して説明)

直近の2年間は「計画の目標値」に対する「環境直接支払事業の実績値」と、県内における「有機・特別栽培面積」に乖離がある。これは、国の予算不足のため、交付される単価が上限単価に達しなかったことや、交付要件の変更及び提出する書類作成の負担等により、生産者は環境保全型農業を実践しているにもかかわらず、制度参加へのモチベーションが低下したことに起因するものである。しかしながら今年度は、制度変更による取組メニューの追加や、有機農業の 10a 当たりの交付単価が従来の8千円から最大で1万4千円にまで引き上げられたことから、環境直接支払事業の実績は大きく伸展し、令和元年の有機・特別栽培面積との差は大きく改善された。

今後は、生産者にとって有利になったこの度の制度変更について、より一層の周知を図る。

また、加えて他の補助事業の活用等により、環境保全型農業で生産された農産物の購入が「エシカル消費」に繋がることをPRするとともに、コロナ禍において飛躍的に取扱量を伸ばしている「ECサイト」活用の推進や、実需者とのマッチング等を行うことにより、生産者の新たな販売チャネルの構築についても支援していく。

[委員]

書類事務手続の負担を感じる生産者が多いとの話であったが、できるだけサポートして本制度の活用を促すとともに、農家の勝ち組、負け組が出来ないように、全員が勝ち組となるように取り組んでもらいたい。

[県]

中山間地域で特に環境保全型農業に取り組む例が多く、例えば、美馬市木屋平は、有機ゆずの生産が面的に広がる活発な地区だが、高齢の生産者が多いことを踏まえ、県担当者が直接出向き、申請書類作成の講習を行っている。また、役場の現地は場審査の手伝いなどについても支援している。今後とも、面的な広がりが見られる生産地域に対し、本制度の周知を徹底するとともに、細やかなサポートを実施していきたい。

(5)消費・安全対策交付金

[委員]

目標値、実績値、これらの根拠、実績値の年次別推移など、資料に明瞭に記載してもらいたい。

[県]

修正の上、差し替えた資料を公表する。

[委員]

「重要病害虫の特別防除等の実施」について、ツマジロクサヨトウの蔓延防止の達成度 169%が意味するところは、予想より防除措置が 1.69 倍必要だったということか。

[県]

ツマジロクサヨトウは、令和2年6月に、本県の飼料用トウモロコシほ場で初めて加害を確認したため、ただちに県下全域に調査地点を増やしたことから、計画以上の調査回数となっている。

[委員]

本交付金では、農薬の適正管理やIPMの部分など、環境保全型農業直接支払交付金のGAPの取組の部分とが、内容として重なってくるので、総合的に取り組んでいただければと思う。

6 閉会

他に意見、質問がないようなので、これで議事を終了する。

以上